

第195回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

令和元年5月10日（金曜日） 午後2時30分から午後3時半まで

2 会場

武蔵野市役所 4階 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 5人
- (2) 専門調査員 1人
- (3) 特定行政庁 建築指導課長、同課審査係員
- (4) 事務局 都市整備部長、まちづくり推進課主査、同課主事

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による）

5 議題

- (1) 同意議案 議案第2号 法第43条第2項第2号による許可の同意
（無接道建築物）
- (2) 同意議案 議案第3号 法第44条第1項第2号による許可の同意
（道路内建築物の許可）

6 議事

【議案第2号について】

本件は、昭和46年に東京都建築審査会が昭和32年の道路位置指定について無効の裁決をした地区一帯の通路に接続している敷地における建築について、法第43条第2項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可するに際して、建築審査会の同意を求めるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び通路の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、幅員4m未満となっている通路の一部において将来的に拡幅が見込まれるのかについて質疑がなされ、特定行政庁からは当該部分に接する建物が建替えられる際に今回と同様の許可手続きを経て幅員

4 m以上となる見込みであるとの回答がなされた。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

【議案第3号について】

本件は、道路内に存する巡査派出所の建替えを法第44条第1項第2号の規定に基づいて許可することについて、特定行政庁が建築審査会に対して同意を求めるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より計画敷地並びに道路の状況、及び建替えの経緯並びに計画概要について説明がなされた。そのうえで、本計画が公益上必要な建築物で、その用途、規模、位置及び構造から交通上支障がないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

また、専門調査員からは、計画地とバス停の位置関係からバスを待つ人が歩行者を妨げるおそれがあるため、巡査派出所の出入口部分を開放することで交通上の支障を緩和する計画あるとの説明がなされた。また、現在は道路と敷地の境界ある段差は、今回の計画で解消されることも説明された。以上のことから、建築の規模も2階建てで巡査派出所という公益上やむを得ない計画であり、かつ交通上支障がないと考えるため、許可するにあたって計画上の問題はないという意見が出された。

委員からは、道路に設置しているボラードの位置の変更に伴う交通環境への影響についての質疑がなされた。これに対し、特定行政庁からは位置変更がパトカーを敷地内に駐車させるための導線確保を目的としたものであり、一般車両が敷地を通過してロータリーに出してしまわないよう警察が監視していく予定であるとの説明がなされた。また、敷地と道路に発生する約2 cmの段差処理についての質疑もなされたが、これは道路管理上必要な段差であり、これ以上の改善が見込まれないとの説明がなされた。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委 員 伊東 健次

同 委 員 伊藤 達也

同 委 員 小石原 敏夫

同 委 員 吉川 徹